

令和5年度版

白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

目 次

沿革	1
位置図	3
圏域図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6
 【 執 行 機 関 及 び 議 会 】	
役員・議会議員	10
 【組織及び負担割合 予算・決算】	
組織機構図	12
各施設（各課）の所在地	13
共同処理事務と負担割合	14
一般会計予算・決算	15
特別会計予算・決算	16
 【 広 域 行 政 事 務 】	
事務局	18
(1) 総務課	
1) 組合市町村との連絡調整に関すること	19
2) 救急医療運営費補助事業に関すること	19
3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること	20
4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること	22
5) 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの 運営管理に関すること	24
6) 白河地方土地開発公社に関すること	25
7) 新白河広域観光連盟に関すること	26
8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること	27
(2) 衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること	28
(3) 滞納整理課（滞納整理事業）	
1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合 市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案 のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理に関する事	36
(4) 用水供給課（水道用水供給事業）	
1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事	38
 【 消 防 事 務 】	
消防本部	46
(1) 組織等	
1) 消防組織	46
2) 広域消防力分布図	47
3) 所属別階級別配置状況	48
4) 階級別勤続年数	49
(2) 出動状況等	
1) 市町村別火災発生状況	50
2) 市町村別火災原因状況	52
3) 過去 5 年間の火災状況	53
4) 発生場所別救急出動状況・署別救急出動状況	54
5) 月別救急出動状況・市町村別救急業務実施状況	56

沿革

■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中心として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和45年140,772人から昭和50年に140,375人まで減少し、その後、昭和55年に142,376人、昭和60年147,999人、平成7年154,858人、平成12年155,015人と15万人を突破し増加傾向にあったが、平成17年153,347人、平成22年150,117人、平成27年144,080人、令和2年には3.69%減の138,770人と14万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の令和2年の平成27年に対する伸び率をみると白河市で3.91%減少し、西白河郡では0.01%の増加、東白川郡では8.77%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も4.23%減少している。

■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は1,233.08km²である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山(797m)、八溝山系には八溝山(1,022m)、奥羽山系には三本槍岳(1,917m)、大白森山(1,642m)及び甲子山(1,549m)などがあり、丘陵地を形成している。

■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

令和4年における年間平均気温は12.4℃(福島地方気象台)で、全般的には高原性のさわやかな気候といえる。

位 置 図

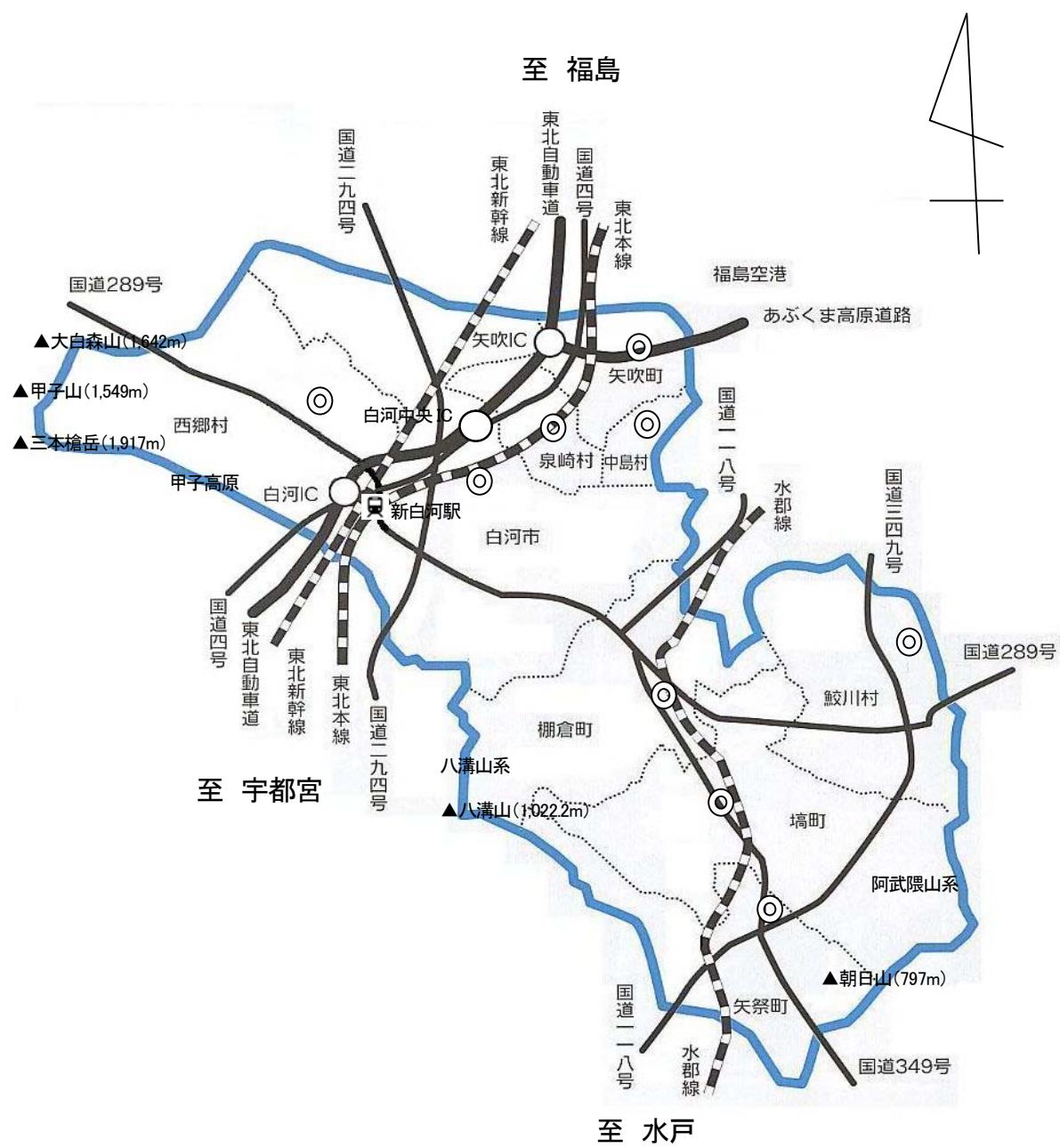
都道府県名 福島県

圈 域 名 白河地方広域市町村圏



構成市町村名	面 積	
	(R5.1.1現在)	km ²
白 河 市	305.32	
西 白 河 郡	矢 吹 町	60.40
	西 郷 村	192.06
	泉 崎 村	35.43
	中 島 村	18.92
東 白 川 郡	棚 倉 町	159.93
	矢 祭 町	118.27
	塙 町	211.41
	鮫 川 村	131.34
合 計		1,233.08

圈域図



凡例：◎は市町村役場所在地

市町村人口の推移

市町村名	人 口 令和5年4月 (人)	世 帯 令和5年4月 (戸)	面 積 令和5年1月 (k m ²)	人口密度 1 k m ² あたり (人)	国勢調査時の人口比較			
					令和 2年 (人)	平成 27年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白河市	57,562	24,029	305.32	188.5	59,491	61,913	△ 2,422	△ 3.91
矢吹町	17,042	6,269	60.40	282.2	17,287	17,370	△ 83	△ 0.48
西郷村	20,862	8,332	192.06	108.6	20,808	20,322	486	2.39
泉崎村	6,023	2,115	35.43	170.0	6,213	6,495	△ 282	△ 4.34
中島村	4,718	1,546	18.92	249.4	4,885	5,001	△ 116	△ 2.32
棚倉町	12,755	4,736	159.93	79.8	13,343	14,295	△ 952	△ 6.66
矢祭町	5,070	1,852	118.27	42.9	5,392	5,950	△ 558	△ 9.38
塙町	7,920	2,966	211.41	37.5	8,302	9,157	△ 855	△ 9.34
鮫川村	2,819	988	131.34	21.5	3,049	3,577	△ 528	△ 14.76
計	134,771	52,833	1,233.08	109.3	138,770	144,080	△ 5,310	△ 3.69

資料：人口、世帯は、福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）より抜粋

：面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より抜粋

組合のあゆみ

年月	あゆみ	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	
〃 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 (福島県指令地885号) 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	一部事務組合設立許可 (福島県指令地885号) 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に関すること。 ◎ 常備消防の設置及び運営に関すること。 ◎ 救急施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に関すること。
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村の組合加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村・ 棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村 (1市4町7村)	規約の一部変更 (東白川郡4町村を追加)
〃 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期 基本計画策定	
〃 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営 センター発足	
〃 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河 消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確 立 (矢吹・西郷・東・棚倉・塙・矢祭の 各分署及び鮫川出張所の開設)	
昭和48年 1月		規約の一部変更 (消防関係の共同処理事務内容の整理) ◎ 消防に関すること。(ただし、消防団 に関するなどを除く。)。 ※常備消防及び救急施設を消防に統一
〃 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さぎ り荘」開設	
昭和49年～	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 研修に関すること。(組合市町村の任 命権者が行うものを除く。)
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本 計画策定	

年月	あゆみ	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和54年 4月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和55年 3月	白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 4月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和56年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける	
昭和57年 6月	県南地域地場産業振興計画策定	
昭和58年 4月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を削除) ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止。 (大信・鮫川村) ※組合規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス。 ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止。 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止。 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
昭和58年 6月	新白河広域観光連盟の事務局が移管される	
〃 12月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和59年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和61年 4月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
〃 10月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和62年 3月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
〃 4月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成3年 3月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成4年 4月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成7年 4月	大信分遣所を分署に昇格	
平成11年 5月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号） 第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 10月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成12年 4月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成13年 2月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 3月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 (共同処理事務内容を削除) ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関するこ
平成14年 12月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関するこ（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）

年月	あゆみ	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
〃 4月		規約の一部変更 (経費の支弁方法を追加) ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加
平成18年 3月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
〃 3月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加削除) ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。(組合市町村の任命権者が行うものを除く。)
〃 3月11日	東日本大震災	
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること(白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。) ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること(白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。)
〃 4月1日	組合統合	
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 (旧) 障害者自立支援法 → (新) 障害者総合支援法 (略称)	規約の一部変更 (共同処理事務の掲載内容を変更) ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547t (H23~H25年度) の処理完了	
〃 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けけるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関する事。
〃 10月	滞納整理事業開始	
令和3年 7月		規約の一部変更 (共同処理事務の掲載内容を変更) ◎ 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関する事。
〃 10月	事務所の移転	規約の一部変更 (組合の事務所の位置) ◎ 組合の事務所は、福島県白河市表郷金山字長者久保2番地に置く。
令和5年 4月	インターネット及び電話での申込みによる施設利用及び粗大ごみ戸別収集を開始	

執 行 機 關
及 び 議 会

白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

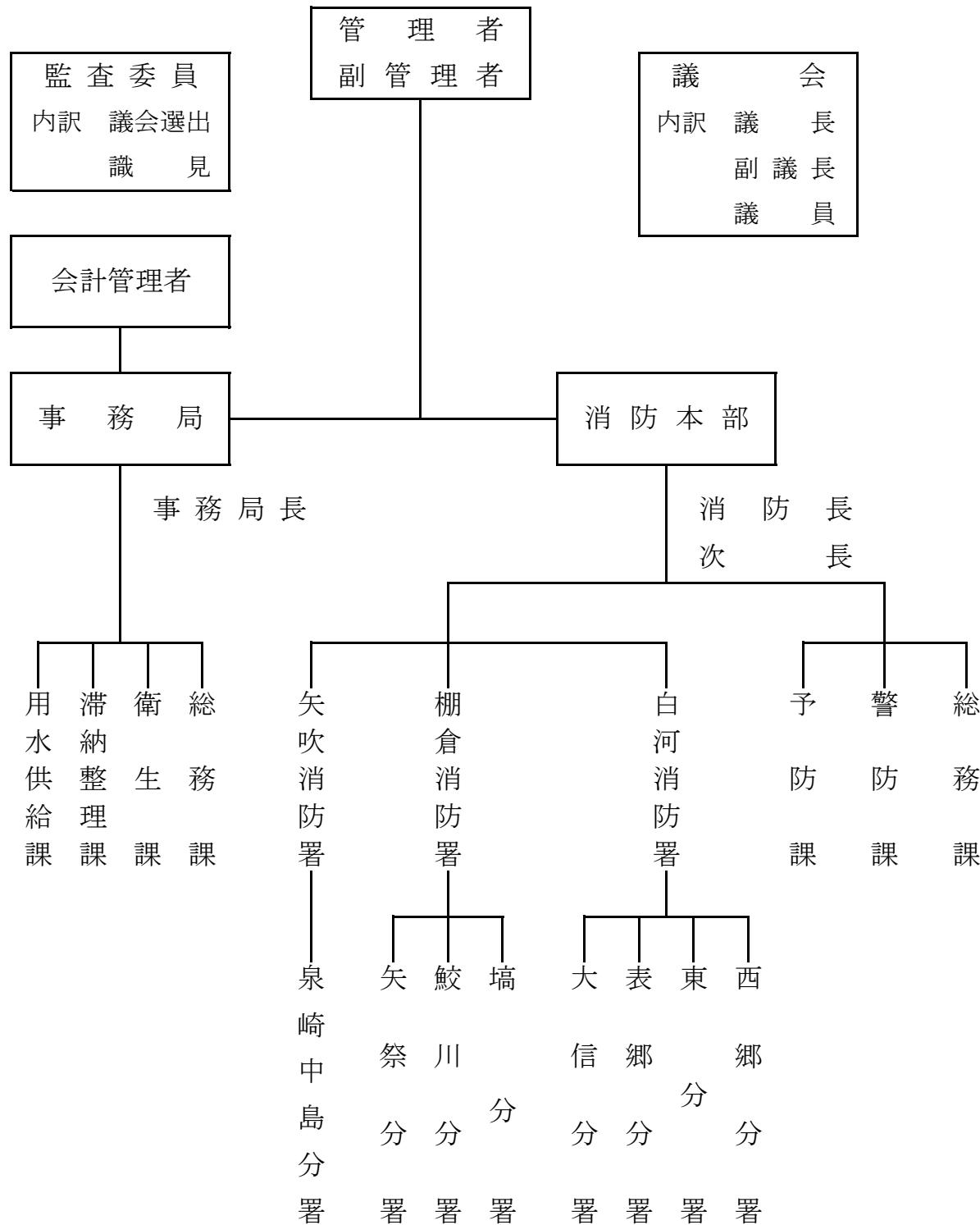
令和5年5月31日現在

役職名	現職	氏名	備考
管理者	白河市長	鈴木和夫	
代表副管理者	西郷村長	高橋廣志	
代表副管理者	塙町長	宮田秀利	
副管理者	矢吹町長	蛭田泰昭	
副管理者	泉崎村長	箭内憲勝	
副管理者	中島村長	加藤幸一	
副管理者	棚倉町長	湯座一平	
副管理者	矢祭町長	佐川正一郎	
副管理者	鮫川村長	関根政雄	
監査委員	議会選出監査委員	鈴木清美	
監査委員	識見監査委員	鈴木政則	
議席番号	現職	氏名	備考
1	白河市議会議員	大木絵理	
2	白河市議会議員	室井伸一	
3	白河市議会議員	北野唯道	
4	白河市議會議長	筒井孝充	副議長
5	矢吹町議會議長	角田秀明	
6	矢吹町議会副議長	富永創造	
7	西郷村議會議長	真船正康	
8	西郷村議会副議長	秋山和男	
9	泉崎村議會議長	鈴木清美	監査委員
10	泉崎村議会副議長	岡部英夫	
11	中島村議會議長	藤田利春	
12	中島村議会議員	小室辰雄	
13	棚倉町議會議長	須藤俊一	
14	棚倉町議会副議長	佐川裕一	
15	矢祭町議會議長	藤田玄夫	
16	矢祭町議会副議長	緑川裕之	
17	塙町議會議長	割貝壽一	
18	塙町議会副議長	鈴木孝則	
19	鮫川村議會議長	宗田雅之	議長
20	鮫川村議会副議長	緑川茂	

組織及び
負担割合
予算・決算

白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

令和5年4月1日現在



**白河地方広域市町村圏整備組合
各施設（各課）の所在地**

事務局		TEL	0248(21)5193
総務課	〒961-0416 白河市表郷金山字長者久保2番地	FAX	0248(21)9953
滞納整理課		TEL	0248(21)5858
衛生課	〒961-0023 白河市亀石1番地	TEL	0248(28)3558
	西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ		
白河地方清掃センター	〒961-0051 白河市大牛帰41番地	FAX	0248(28)3559
西郷埋立処分場	〒961-8001 西郷村大字羽太字弥六林地内		
用水供給課	〒961-8071	TEL	0248(25)5395
芝原浄水場	西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397
消防本部	〒961-0975 白河市立石山15番地1	TEL	0248(22)2157
白河消防署	〒961-0975 白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)3999
白河消防署西郷分署	〒961-8091 西郷村大字熊倉字折口原39番地5	TEL	0248(25)2534
白河消防署東分署	〒961-0303 白河市東釜子字枇杷山28番地52	FAX	0248(25)0494
白河消防署表郷分署	〒961-0403 白河市表郷番沢字吉ノ目35番地2	TEL	0248(32)3432
白河消防署大信分署	〒969-0303 白河市大信下小屋字段ノ原29番地1	FAX	0248(32)3999
棚倉消防署	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73番地	TEL	0247(33)4522
棚倉消防署塙分署	〒963-5411 塙町大字上石井字薬師堂41番地1	FAX	0247(33)7499
棚倉消防署鮫川分署	〒963-8401 鮫川村大字赤坂中野字道少田13番地1	TEL	0247(43)1219
棚倉消防署矢祭分署	〒963-5119 矢祭町大字小田川字春田1番地1	FAX	0247(43)0994
矢吹消防署	〒969-0256 矢吹町鍋内25番地5	TEL	0247(49)2119
矢吹消防署泉崎中島分署	〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原12番地2	FAX	0247(49)2399
		TEL	0248(42)3762
		FAX	0248(42)3999
		TEL	0248(53)2978
		FAX	0248(53)2899

共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関する事項を除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務に関する事項。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関する事項。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関する事項。	①情報通信ネットワーク運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ②共同運用システム運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③その他①及び②に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事項（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事項（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関する事項。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

※その他の取扱事務

- 1) 白河地方土地開発公社に関する事項。
- 2) 新白河広域観光連盟に関する事項。
- 3) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関する事項。

令和5年度 一般会計 当初予算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和5年度	令和4年度	比較	増減率	備考
1. 分担金及び負担金	3,632,542	3,341,497	291,045	8.71%	
2. 使用料及び手数料	272,993	268,971	4,022	1.50%	
3. 国庫支出金	1,401	1,322	79	5.98%	
4. 県支出金	732	1,464	△ 732	△ 50.00%	
5. 財産収入	110	102	8	7.84%	
6. 寄附金	1	1	0	0.00%	
7. 繰入金	19,713	19,186	527	2.75%	
8. 繰越金	16,160	47,558	△ 31,398	△ 66.02%	
9. 諸収入	84,586	61,468	23,118	37.61%	
10. 組合債	87,200	53,400	33,800	63.30%	
歳入合計	4,115,438	3,794,969	320,469	8.44%	

(歳出)

(単位:千円)

款	令和5年度	令和4年度	比較	増減率	備考
1. 議会費	658	614	44	7.17%	
2. 総務費	350,661	374,479	△ 23,818	△ 6.36%	
3. 民生費	52,132	52,188	△ 56	△ 0.11%	
4. 衛生費	1,682,498	1,372,274	310,224	22.61%	
5. 消防費	1,897,749	1,847,793	49,956	2.70%	
6. 公債費	111,540	127,421	△ 15,881	△ 12.46%	
7. 予備費	20,200	20,200	0	0.00%	
歳出合計	4,115,438	3,794,969	320,469	8.44%	

一般会計 島入島出決算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1. 分担金及び負担金	3,236,350	3,422,387	3,730,161	3,296,190	3,379,587
2. 使用料及び手数料	282,954	272,499	276,082	272,426	267,019
3. 国庫支出金	22,845	445,283	127,272	12,429	14,536
4. 県支出金	5,812	2,096	2,365	3,150	3,148
5. 財産収入	2,977	359	457	1,580	1,575
6. 寄附金	0	0	0	0	0
7. 繰入金	17,141	39,292	181,855	150,540	-
8. 繰越金	199,670	143,925	140,147	133,607	135,726
9. 諸収入	123,352	144,640	131,351	102,573	121,194
10. 組合債	55,500	196,800	225,500	214,500	33,100
歳入合計	3,946,601	4,667,281	4,815,190	4,186,995	3,955,885

(歳出)

(単位:千円)

款	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1. 議会費	733	585	607	553	539
2. 総務費	331,907	345,445	357,013	365,365	395,671
3. 民生費	49,055	44,773	51,395	48,980	54,567
4. 衛生費	1,393,043	1,329,888	1,770,317	1,292,336	1,276,077
5. 消防費	1,874,699	2,640,341	2,258,584	2,139,569	1,816,294
6. 公債費	121,722	99,361	78,998	176,285	279,130
7. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	3,771,159	4,460,393	4,516,914	4,023,088	3,822,278

令和5年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
令和5年度	営業収益	726,054	営業費用	923,001	企業債	1,386,400	建設改良費	1,386,473
	営業外収益	481,963	営業外費用	67,032	—	—	企業債償還金	336,117
	特別利益	48,265	特別損失	1	—	—	—	—
	—	—	予備費	5,000	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,256,282	用水供給事業費用計	995,034	資本的収入計	1,386,400	資本的支出計	1,722,590

特別会計 収入支出決算

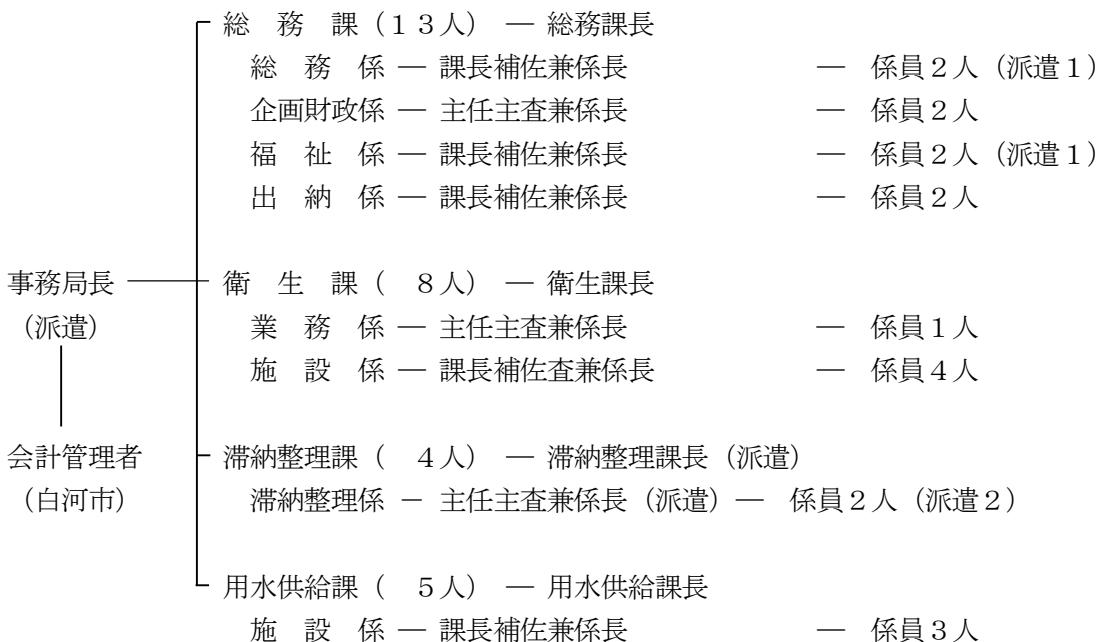
(単位：千円、税込)

年度	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
令和3年度	営業収益	726,055	営業費用	798,527	企業債	16,700	建設改良費	16,741
	営業外収益	384,088	営業外費用	97,943	—	—	企業債償還金	366,740
	特別利益	50,540	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,160,683	用水供給事業費用計	896,470	資本的収入計	16,700	資本的支出計	383,481
令和2年度	営業収益	726,055	営業費用	823,555	企業債	99,400	建設改良費	117,195
	営業外収益	384,057	営業外費用	95,058	—	—	企業債償還金	372,263
	特別利益	50,678	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,160,790	用水供給事業費用計	918,613	資本的収入計	99,400	資本的支出計	489,458
令和元年度	営業収益	719,454	営業費用	822,292	企業債	33,700	建設改良費	33,794
	営業外収益	385,530	営業外費用	105,783	出資金	5,232	企業債償還金	374,736
	特別利益	50,302	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,155,286	用水供給事業費用計	928,075	資本的収入計	38,932	資本的支出計	408,530

事務局

事務局 (R5.4.1現在)

1 組織



2 業務

(1) 総務課

- 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
- 白河地方土地開発公社に関すること。
- 新白河広域観光連盟に関すること。
- 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

(2) 衛生課

- 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(3) 滞納整理課

- 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

(4) 用水供給課

- 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

3 業務内容

(1) 総務課

1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機関名及び職名	役職名	機関名及び職名
会長	福島県県南保健福祉事務所長	委員	会田病院長
副会長	白河医師会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村健康推進課長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部消防長	〃	矢祭町市民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部警防課長

※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構成病院名	備考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予定)
輪番日数	442日	436日	435日	436日	438日
搬送人数	1,919人	1,699人	1,819人	1,801人	—人
補助金額	26,666千円	26,292千円	24,782千円	25,042千円	24,548千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

介 護 認 定 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野	正委員	補強委員
第1合議体	医 療 19人	9人	10人
	医師 15人	7人	8人
	歯科医師 2人	1人	1人
	薬剤師 2人	1人	1人
	保 健 13人	8人	5人
	理学療法士 5人	3人	2人
第8合議体 (隔週開催)	作業療法士 3人	2人	1人
	看護師 5人	3人	2人
	福 祉 20人	15人	5人
	特養施設職員 4人	4人	—
	老健施設職員 4人	4人	—
	介護福祉士 3人	2人	1人
社会福祉士 1人		—	1人
介護支援専門員 8人		5人	3人
合 計 52人		32人	20人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師・歯科医師・薬剤師のうちから1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人
	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福 祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員のうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人
補強委員 (2名)	医 療	1人	医師・歯科医師・薬剤師のうちから1人 ※2合議体は2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※2合議体は2人

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任ができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

令和4年度介護認定審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	第4合議体	第5合議体	第6合議体	第7合議体	第8合議体	合計
開催回数	21	19	20	19	19	20	22	21	161
審査件数	783	680	741	683	694	727	784	772	5,864

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
白河市	2	226	432	354	467	450	428	293	2,652
矢吹町	7	53	108	84	114	114	139	84	703
西郷村		48	93	67	127	103	113	62	613
泉崎村	2	36	28	32	49	41	60	33	281
中島村	2	25	40	26	28	18	39	24	202
棚倉町	2	18	90	47	98	108	103	79	545
矢祭町		23	31	39	41	45	41	18	238
塙町		54	86	53	85	91	60	31	460
鮫川村		8	20	21	28	36	40	17	170
合計	15	491	928	723	1,037	1,006	1,023	641	5,864

③介護認定区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
非該当	15	1		1					17
要支援1		490							490
要支援2			640	69					709
要介護1			288	653	5				946
要介護2					1,032	1			1,033
要介護3						1,005	2		1,007
要介護4							1,021	4	1,025
要介護5								637	637
合計	15	491	928	723	1,037	1,006	1,023	641	5,864

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

障 害 者 介 護 給 付 費 等 支 給 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野	正委員	補強委員
第1合議体	医 療 6人	3人	3人
	精神科医師 3人	3人	—
	その他の医師 3人	—	3人
	身体障がい 3人	3人	—
	障がい者支援施設職員 1人	1人	—
	理学療法士 1人	1人	—
第3合議体	作業療法士 1人	1人	—
	知的障がい 6人	3人	3人
	障がい者支援施設職員 3人	3人	—
	社会福祉士 3人	—	3人
精神障がい	精神障がい 3人	3人	—
	精神保健福祉士 3人	3人	—
	合 計 18人	12人	6人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4人)	医 療 1人	精神科医師	
	身体障がい 1人	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから1人	
	知的障がい 1人	障がい者支援施設職員	
	精神障がい 1人	精神保健福祉士	
補強委員 (2人)	医 療 1人	医師	
	身体・知的 精神障がい 1人	社会福祉士	

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任ができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師」20,000円、「医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

令和4年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
	開催回数	7	6	7
審査件数	133	102	117	352

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	計
		2	19	34	40	30	48		173
白河市			4	8	6	8	14		40
矢吹町			5	11	9	14	9		48
西郷村			2	1	6		4		13
泉崎村			1	2	3	1	5		12
中島村			4	3	7	5	4		23
棚倉町			3	2	5	1	4		15
矢祭町			6	3	3	5	2		19
塙町			3		2	1	3		9
鮫川村									
計		2	47	64	81	65	93		352

③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新規	更新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳				計
						12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月		
身体障がい	7	34			41			41		41
知的障がい	32	147	2		181	1		180		181
精神障がい	15	44	1		60	1		59		60
難病	3	1			4			4		4
身体・知的	2	43			45			45		45
身体・精神	2	2			4			4		4
知的・精神	3	9	1		13			13		13
難病・身体		1			1			1		1
難病・知的										
難病・精神										
身・知・精		1			1			1		1
難・身・知		2			2			2		2
難・身・精										
難・知・精										
難・身・知・精										
計	64	284	4		352	2		350		352
									非該当	

④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	計
		2							
区分1									2
区分2			47						47
区分3				64					64
区分4					81				81
区分5						65	1		66
区分6							92		92
計		2	47	64	81	65	93		352

5) 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。

白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）及びインターネットへの専用線接続並びに市町村学校統合型校務支援ネットワーク専用線接続を実施するとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村

白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長： 350. 14 km
- ② 通信速度：幹線（100芯）10ギガビット、支線（8芯）100メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム
(一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備)
- ② ホームページ作成システム
(住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備)
- ③ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ④ 市町村学校統合型校務支援ネットワーク接続システム
(福島県教育委員会運用システムへの通信網の整備)
- ⑤ 公会計システム（内部事務の効率化）
- ⑥ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑨ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に関すること。

白河地方土地開発公社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理事長 — 副理事長(2人) — 理事(6人) — 監事(3人)
専務理事 — 業務部(4人)

— 出納室(2人)

※専務理事以下7人は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・
矢祭町・塙町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

(単位:万円)

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	塙町	95	鮫川村	65

⑥事業実績(過去5年)

(単位:件、m²、千円)

年度	受託事業数	取得面積	取得金額	完了事業数	売扱面積	売扱金額
H30	1			1	164.61	4,055
R元	—					
R2	—					
R3	—					
R4	—					

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

新白河広域観光連盟

① 設立年月日 昭和57年4月21日

② 機構

会長 — 副会長(3人) — 監事(2人) — 会員(7人)

事務局長 — 課長

— 主任主査兼係長 — 職員(2人)

観光案内所(案内スタッフ1名が常駐)

※事務局長以下5人は、当組合職員が兼務

③ 構成団体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・
塙町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村

④ 目的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。

⑤ 業務 1) 新白河広域観光案内所の運営
2) 広域的観光の推進に必要な事業

令和5年度事業計画

区分	事業名	事業内容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河駅構内の新白河広域観光案内所で、通年にわたり当地方の観光地等の総合案内を実施する。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地をPRするため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	東北の観光案内所ネットワーク化事業	東北の各都市の観光案内所をネットワーク化し、旅行者に対して広域観光情報を多言語で提供する体制を構築するとともに、合同研修会を通じて、観光案内所職員のスキルアップを図る。また、首都圏の観光案内所と連携を強化し、東北への誘客や周遊促進を図る。 ①タブレットを活用した参加観光案内所とのネットワーク機能維持 ②デジタルサイネージを活用した東北プロモーションの強化 ③観光案内所スタッフ合同研修会 ④首都圏観光案内所との連携

8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「N P O 法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法 人 名	R 3	R 4	R 5
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会		更新	
2	東西しらかわ農業協同組合		更新	
3	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会		更新	
4	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会		更新	
5	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会		更新	
6	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会		更新	
7	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会		更新	
8	社会福祉法人 塙町社会福祉協議会		更新	
9	社会福祉法人 甲子の里福祉会			更新
10	社会福祉法人 清峰会			更新

(2) 衛生課

1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

1. ごみ処理事業

1) ごみ処理事業の各施設

①ごみ焼却処理事業

名 称	西白河地方クリーンセンター
所 在 地	白河市亀石1番地
竣工年月日	平成7年3月25日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80m ² 車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96m ²
施設運転管理	委託

②廃棄物資源化事業

名 称	西白河地方リサイクルプラザ
所 在 地	白河市亀石1番地
竣工年月日	平成16年3月31日
敷地面積	74,820m ²
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18m ²
施設運転管理	委託

③埋立処分場事業

名 称	西郷埋立処分場
所 在 地	西郷村大字羽太字弥六林地内
竣工年月日	昭和56年12月28日
総面積	51,845m ²
埋立容量	417,462m ³
埋立面積	28,639m ²
残余容量	23,761.32m ³
残余埋立期間	6.16年（令和3年12月測定）
施設運営管理	委託
重機	バックホウ1台、トラッシャコンパクタ1台

※ごみの分別区分（全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照）

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機、有害ごみ（乾電池、蛍光管、体温計）
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位: t・%)

区分	平成		令和		
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
可燃ごみ	処理量	32,614	32,785	35,805	34,270
	前年度比	99.07	100.52	109.21	95.71
不燃ごみ・資源ごみ、古紙類	処理量	5,586	5,497	5,498	6,076
	前年度比	96.84	98.41	100.02	110.51
計	処理量	38,200	38,282	41,303	40,346
	前年度比	98.74	100.21	107.89	97.68
他自治体受託分(可燃ごみ:那須組合受託分1,834t)を除く					

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量(令和3年度)

(単位: t)

市町村別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体
クリーンセンター処理量	生活系 収集	可燃ごみ	9,703	2,677	3,103	874	615	16,972
		可燃性粗大ごみ	19	5	6	2	1	33
		可燃ごみ	1,060	139	310	85	57	1,651
		不法投棄等減免	19	2	20	8	0	49
		可燃性破碎物	834	240	252	73	58	1,457
	搬入	し尿汚泥	1,111	313	245	96	168	1,933
		火災廃材	27	0	72	0	9	108
		計	12,773	3,376	4,008	1,138	908	22,203
		許可業者収集	6,024	1,708	2,222	606	171	10,731
		持ち込み	839	89	166	84	42	1,220
	計		6,863	1,797	2,388	690	213	11,951
災害分	可燃ごみ	3	53	0	0	0	0	56
	計	3	53	0	0	0	0	56
その他	那須組合受託分	-	-	-	-	-	-	1,834
	計	0	0	0	0	0	0	1,834
可燃ごみ 計			19,639	5,226	6,396	1,828	1,121	36,044

②不燃・資源ごみの処理量(令和3年度)

(単位: t)

市町村別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体
リサイクル	生活系 収集	不燃ごみ	629	213	189	59	55	1,145
		資源ごみ	1,272	368	426	122	86	2,274
		古紙類	761	109	182	85	43	1,180
		不燃性粗大ごみ	26	6	7	2	1	42

プラザ処理量	搬入 不燃ごみ	567	85	165	39	35	891
	不法投棄等減免	5	2	6	2	0	15
	計	3,260	783	975	309	220	5,547
	事業系 許可業者収集	47	38	2	4	0	91
	持ち込み	73	5	11	6	5	100
	計	120	43	13	10	5	191
	災害分 不燃ごみ	2	17	0	0	1	20
不燃・資源ごみ 計		3,382	843	988	319	226	5,758
総処理量		23,021	6,069	7,384	2,147	1,347	41,802

4) 資源化量

(単位:t)

種別	平成		令和		
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
古紙類等	新聞	528	478	407	391
	雑誌	354	361	326	333
	段ボール	493	489	447	481
	紙パック	5	5	5	4
	紙製容器包装	30	21	20	10
	シュレッダー紙	4	4	4	3
	衣類等	19	15	11	7
小計		1,433	1,373	1,220	1,229
					1,184
資源ごみ	スチール缶	110	114	98	106
	鉄くず	409	417	442	470
	アルミ缶	108	114	117	143
	アルミくず	43	44	48	55
	ガラスびん類 (無色、茶、その他、生びん)	786	731	682	627
	ペットボトル	194	191	154	152
	プラスチック製容器包装類	546	518	497	513
	その他の資源	102	134	152	36
小計		2,298	2,263	2,190	2,102
					2,025
合計		3,731	3,636	3,410	3,331
					3,209

5) 埋立処分量

(単位:t)

種別	平成		令和		
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
焼却残渣(主灰・飛灰)	3,581	3,599	4,620	4,185	4,052
不燃残渣	707	639	746	830	843
災害分(残渣類・瓦くず・ガラス類・壁材)	0	0	512	1,693	170
計	4,288	4,238	5,878	6,708	5,065

6) ごみ収集計画

市町村名		可燃・可燃性資源ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ					
白河市	白河地区	週2回(月・木)	週1回(火)	金曜日隔週	地区ごとに 水曜日隔週 白河地区(白河市) 西白河地区 (矢吹町、西郷村、 泉崎村、中島村)					
	表郷地区		週1回(水)							
	大信地区	週2回(火・金)								
	東地区									
	矢吹町	週2回(月・木)								
	西郷村	週2回(火・金)								
	泉崎村									
	中島村									

7) 一般廃棄物処理手数料 (西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ)

区分	ごみ処理手数料の額(消費税を含む)
家庭系のごみ	<p>1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 ごみ袋(令和元年10月1日改定)</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ袋 大(45リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 786円</p> <p>(2) 可燃・不燃ごみ袋 小(30リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 589円</p> <p>(3) 可燃・不燃ごみ袋 特小(20リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 389円</p> <p>※資源ごみ用指定袋(かん類・金属類・びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・衣類等)のごみ処理手数料は無料</p>
	<p>2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合</p> <p>(1) 可燃ごみ・最初の10キログラムまで 80円 以降 10キログラムごと 80円</p> <p>(2) 不燃ごみ・最初の10キログラムまで 90円 以降 10キログラムごと 90円</p>
	<p>3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 (◆粗大ごみ戸別収集制度)</p> <p>(1) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、オルガン、エアコン、流し台、タンス・サイドボード(H=90cm以上)両袖机、ソファー(2人以上)、ベッド(ダブル以上)その他これらの類似品 1個・台・枚・式当たり 1,000円</p> <p>(2) 電子レンジ、ワープロ、ビデオデッキ、ステレオ、扇風機、石油ストーブ、タンス・戸棚・下駄箱(H=90cm未満)、片袖机、椅子、畳、タイヤ、ガステーブル、自転車、布団、カーペット、ベッド(シングル・セミダブル)その他これらの類似品 1個・台・枚・式当たり 500円</p>
事業系のごみ	<p>可燃ごみ、不燃ごみを事業者及び許可業者が直接搬入した場合</p> <p>(1) 可燃ごみ・最初の10キログラムまで 95円 以降 10キログラムごと 95円</p> <p>(2) 不燃ごみ・最初の10キログラムまで(許可業者のみ) 110円 以降 10キログラムごと(〃) 110円</p>
動物の死体	犬、猫等の死体1体につき 1,000円

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等 (令和元年10月1日改定)

○ごみ袋の価格

(単位: 円・税込み)

袋の種類	可燃・不燃ごみ			資源ごみ (ごみ処理手数料 無料)	
色	黒			青	
規格	大	小	特小	大	小
袋の原価 (20枚入り1束)	251	178	168	249	176
ごみ処理手数料 (20枚入り1束)	786	589	389	0	0
販売手数料 (20枚入り1束)	63	63	63	63	63
小売価格 (20枚入り1束)	1,100	830	620	312	239

○ごみ袋の規格

袋の種類	可燃ごみ・不燃ごみ			資源ごみ	
規格	大	小	特小	大	小
容量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
寸法	65cm×80cm	50cm×70cm	40cm×65cm	65cm×80cm	50cm×70cm
肉厚	0.035mm			0.025mm	
材質	軟質ポリエチレン			硬質ポリエチレン	
透度	透 明				

2. し尿処理事業

名 称 白河地方清掃センター
 所 在 地 白河市大牛帰41番地
 敷 地 面 積 8,768.1 m²
 延 床 面 積 1,910.71 m²
 収 集 方 法 許可業者 5業者 収集車両 20台
 処 理 量 30,074 kℓ (1日平均 82.4kℓ)
 し尿処理手数料 収集運搬許可業者より徴収 18リットル／3円
 施設運転管理 委託

1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位 : kℓ)

市町村	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
白河市	17,371	17,221	17,386	17,244	17,284
矢吹町	5,040	4,834	4,958	5,196	4,862
西郷村	3,845	3,599	3,530	3,811	3,818
泉崎村	1,367	1,420	1,491	1,488	1,495
中島村	2,536	2,487	2,652	2,593	2,615
計	30,159	29,561	30,017	30,332	30,074

2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位 : kℓ)

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿	4,599	4,249	4,340	3,717	3,674
浄化槽汚泥	18,812	18,404	18,578	19,304	18,935
農集汚泥	6,748	6,908	7,099	7,311	7,465
計	30,159	29,561	30,017	30,332	30,074

3) 汚泥処理量の実績

(単位 : t)

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却処理	1,628	1,544	2,042	1,995	1,933

※原発事故の影響により、汚泥の放射性セシウム濃度が200Bq/kgを超えていたため、平成23年7月からは肥料としての緑農地還元は行わず、西白河地方クリーンセンターでの焼却処分としている。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和41年 1月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1市1町6村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和37年竣工 36kℓ／日）を組合に無償移管する
昭和42年 9月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 昭和42年9月竣工 45kℓ／日」を組合に無償移管する
昭和45年 4月	ごみ焼却施設 25 t 炉 (12.5 t × 2 機械バッチ) 竣工（組合で建設）
〃 11月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場 (15 t 炉) 及び収集車両4台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和50年 4月	ごみ焼却施設 50 t 炉 (25 t × 2 機械バッチ) 竣工 75 t / 日処理体制となった
昭和54年12月	し尿処理施設 40kℓ/日竣工 121 k ℓ/日処理体制となった
昭和55年 8月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和56年12月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和57年10月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和60年 5月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの2分別方式による指定袋収集制度を検討し、5月に西郷村が開始し、翌年4月にかけ順次構成市町村で施行となった
平成 4年 7月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工 (白河市字亀石1番地)
平成 7年 3月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
〃 4月	組合事務所を白河市字藤沢23番地から白河市字亀石1番地に移転
平成 9年10月	容器包装リサイクル法施行（7品目）
平成10年 4月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」整備工事着工
〃 8月	8月27日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5,890 t 発生」
平成11年 4月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
〃 7月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
〃 10月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年　月	あ　ゆ　み
平成12年 1月	ダイオキシン類特別措置法施行 「小型焼却炉使用規制」
〃 3月	白河地方清掃センター 「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 4月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ10品目の分別排出・分別収集を実施
〃 5月	白河地方清掃センター 「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事着工
平成13年 4月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（4品目）
〃 8月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成14年 3月	白河地方清掃センター 「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事竣工
〃 5月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 7月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成16年 3月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成17年11月	組合構成市町村の合併により、構成8市町村から1市1町3村の5市町村となる
平成21年 4月	家電リサイクル法改正、2品目が追加され6品目となった
平成22年 4月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成23年 3月	3月11日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 4月 1日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる

(3) 滞納整理課

1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成 19 年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成 21 年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域 9 市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るために、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成 26 年 10 月 1 日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、市町村からの派遣職員 4 名体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や捜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 令和 4 年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区分	割当件数	引受件数	引受滞納額本税
R 4	250	231	122, 270

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位：千円、件、%)

区分	0～500 1,000	500～ 1,000	1,000～ 2,000	2,000～ 3,000	3,000以上	計
R 4	149	52	23	4	3	231
割合	64.50	22.51	9.96	1.73	1.30	100.00

(3) 処理状況

(単位：件)

区分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
R 4	231	91	119	471	94

(4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)	本税(C)		本税徴収率 (C/A)	完納件数	完納率
			本税(C)	附帯金等 (B) - (C)			
R 4	122,270	92,246	59,559	32,687	48.71	91	39.39

(5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税目	引受滞納額本税(A)	徴収額本税(B)	徴収率(B/A)
市町村民税	38,389	20,038	52.20
固定資産税	23,129	11,320	48.94
軽自動車税	1,935	1,178	60.88
国民健康保険税	58,817	27,023	45.94
合計	122,270	59,559	48.71

(6) 滞納処分状況

(単位：千円、件、%)

区分	差押件数(延べ)								合計
	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	保険	その他	
件数	0	2	2	7	42	198	23	197	471
割合	0	0.42	0.42	1.49	8.92	42.04	4.88	41.83	100.00
換価額	0	125	274	13	1,933	11,352	847	20,493	35,037

(4) 用水供給課

1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310m³の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

浄水場の名称 芝原浄水場

所 在 地 西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11

敷 地 面 積 20,294m²

淨 水 能 力 22,900m³/日（一日最大取水量）

一日最大供給量 21,310m³/日

水 源 堀川ダム（多目的ダム）

位置：西郷村大字真船字横川（左岸）

西郷村大字小田倉字谷津田（右岸）

型式：中央コア型ロックフィルダム

総貯水容量：5,500,000m³

有効貯水容量：5,200,000m³

淨 水 方 式 急速ろ過方式

淨 水 施 設 減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池

排 水 施 設 排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟

送 水 施 設 流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】

圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000m³】

梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内

鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内

緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内

管 路 延 長 導水管：φ400mm L=3,877m

送水管：φ200mm～φ600mm L=80, 141m

◎令和4年度供給量実績

(単位 : m³)

構成市町村	一日最大供給量	一日平均供給量	年間供給量	供給率
白河市	6,800	6,186	2,257,897	91.0%
矢吹町	4,800	4,797	1,750,774	99.9%
西郷村	1,600	1,470	536,460	91.9%
泉崎村	3,510	3,129	1,142,143	89.1%
中島村	1,600	1,539	561,834	96.2%
棚倉町	3,000	3,000	1,094,898	100.0%
計	21,310	20,121	7,344,006	94.4%

※一日平均供給量 = 年間供給量 ÷ 365 (366) 日

◎年間供給量実績

(単位 : m³)

構成市町村	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,329,424	93.6%	2,333,846	94.0%	2,303,202	92.8%
矢吹町	1,756,036	100.0%	1,754,174	100.1%	1,752,037	100.0%
西郷村	532,773	91.0%	533,514	91.4%	553,439	94.8%
泉崎村	1,104,359	86.0%	1,104,687	86.2%	1,131,723	88.3%
中島村	551,172	94.1%	556,847	95.4%	560,331	95.9%
棚倉町	1,097,647	100.0%	1,094,899	100.0%	1,094,593	100.0%
計	7,371,411	94.5%	7,377,967	94.9%	7,395,325	95.1%

◎令和5年度水道法に基づく水質基準項目

項目番号	項目名	項目番号	項目名	項目番号	項目名
(1)	一般細菌	18	テトラクロロエチレン	35	銅及びその化合物
(2)	大腸菌	19	トリクロロエチレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	(38)	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
6	鉛及びその化合物	23	クロロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブロモクロロメタン	42	ジエオシン
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソボルボール
10	シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	27	総トリハロメタン(22, 24, 28, 29の総和)	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン	(46)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
13	ホウ素及びその化合物	30	ブロモホルム	(47)	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	(48)	味
15	1,4-ジオキサン	32	亜鉛及びその化合物	(49)	臭気
16	(シス及びトラン) -1,2-ジクロロエチレン	33	アルミニウム及びその化合物	(50)	色度
17	ジクロロメタン	34	鉄及びその化合物	(51)	濁度

(水道法第4条に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号」規定による)

◎令和5年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準39項目	水質基準51項目	水質基準毎月9項目
原水(浄水場入口水)	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—	—
浄水(浄水場出口水)	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—
白河市大信流量計室(供給地点)	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	左記の月を除き毎月(8回/年)
その他流量計室(供給地点)	—	—	毎月(12回/年)
厚生労働省水道課長通知規定の検査頻度	1回/年以上	—	—
供給地点の法定検査頻度	—	4回/年以上	1回/月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全51項目から「消毒副生成物11項目」と「味」を除いた39項目です。

※「消毒副生成物11項目」は項目の表の項番21～31の項目です。

※毎月9項目は項目の表の項番(1), (2), (38), (46), (47), (48), (49), (50), (51)の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎令和4年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

(単位：検体)

	水質基準39項目 (原水)	水質基準51項目 (浄水)	水質基準毎月9項目 (浄水)
広域圏	4	8	104
計	4	8	104

◎令和5年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	堀川ダム流入水 (堀川)	原水 (浄水場入口水)	浄水
広域圏	1回/月	1回/週	1回/週
市町村	—	—	1回/月

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※堀川ダム流入水及び原水は広域圏が独自に行います。

◎令和4年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

(単位：検体)

	堀川ダム流入水 (堀川)	原水 (浄水場入口水)	浄水
広域圏	11	49	49
白河市	—	—	108
矢吹町	—	—	24
西郷村	—	—	60
泉崎村	—	—	0
中島村	—	—	12
棚倉町	—	—	84
矢祭町	—	—	36
塙町	—	—	72
鮫川村	—	—	30
計	11	49	475

(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和 60 年 7 月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和 62 年 5 月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
〃 11 月	企業団設立許可（福島県指令地第975号） 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)
〃 12 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和 63 年 4 月	水道用水供給事業経営の許可を得る（福島県指令環衛第182号）
〃 7 月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元年 9 月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3 年 11 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5 年 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
〃 7 月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る（建設省東北地河調発第11号）
平成 7 年 10 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9 年 10 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成 10 年 6 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成 11 年 5 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成 12 年 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
〃 11 月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
〃 11 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成 13 年 4 月	用水供給開始（18, 310 m ³ /日）
平成 16 年 12 月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 (1市2町6村) 用水供給量変更（最大21, 310 m ³ /日）
平成 17 年 4 月	棚倉町へ1日あたり最大3, 000 m ³ の供給を開始する ※全体の用水供給量（最大21, 310 m ³ /日）
平成 24 年 2 月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3 月 31 日	白河地方水道用水供給企業団解散
〃 4 月 1 日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

白河地方広域市町村圏整備組合管路

管路別

導水管：ダクトタイル鉄管		道・海水管延長	管径(mm)	延長(m)	
路線	管径(mm)	延長(m)	導水管	管径(mm)	延長(m)
導水管	φ400	3,877	送水管	φ600～φ200	67,841
合計		3,877	合計		71,718

管径別

導水管	
管径(mm)	延長(m)
φ400	3,877
合計	3,877

送水管：ダクトタイル鉄管		送水管：ダクトタイル鉄管			
路線	管径(mm)	延長(m)	路線	管径(mm)	延長(m)
1号線	φ400、φ350	9,193	8号線	φ200	8,119
2号線	φ600	9,337	9号線	φ300、φ350	4,465
3号線	φ450	5,559	10号線	φ200	3,445
4号線	φ400	6,383	11号線	φ200	3,801
5号線	φ300	4,289	12号線	φ250	1,702
6号線	φ200	6,696	13号線	φ250	191
7号線	φ200	4,524	白河市流入管	φ300	137
			合計		67,841

送水管	
管径(mm)	延長(m)
φ600	9,337
φ450	14,673
φ400	6,383
φ350	101
φ300	8,869
φ250	1,893
φ200	26,585
合計	67,841

棚倉町

路線	管径(mm)	延長(m)
棚倉町送水管	φ250	12,300
合計		12,300

堀川ダム
H.W.L = 616.50m
L.W.L = 588.50m

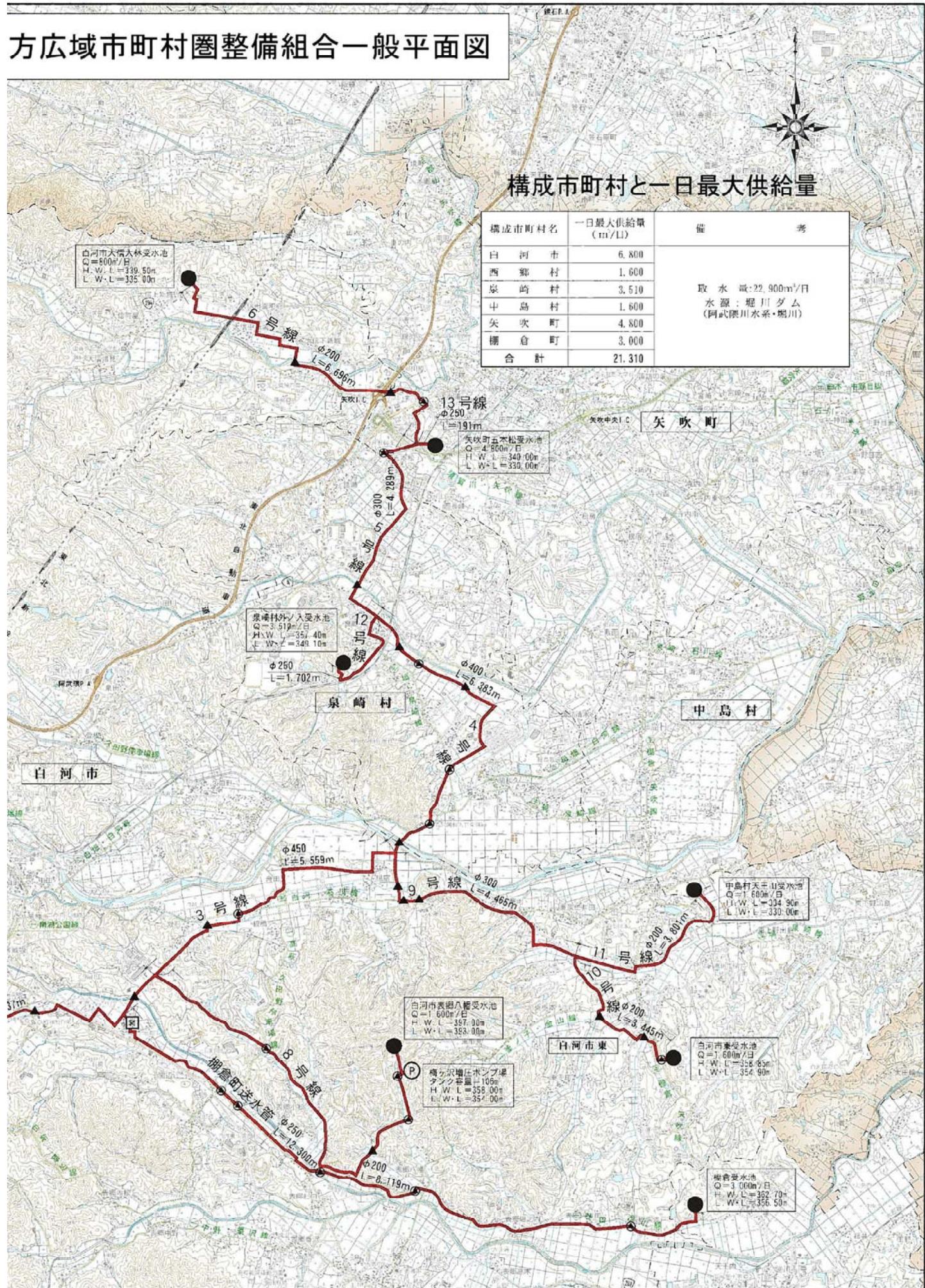
堀川ダム
西郷村
西郷村堀川受水池
 $Q = 1,600 \text{ m}^3/\text{日}$
H.W.L = 610.00m
L.W.L = 602.50m

艺原浄水場
蓄水井 H.W.L = 499.64m
沈殿池 H.W.L = 499.00m
浄水池 H.W.L = 495.50m
L.W.L = 491.50m

凡 例	
	堀川ダム
	浄水場
	中継ポンプ場
	圧力調整池
	緊急遮断弁室
	受水地点
	送水管路
	導水管路
	水管橋
	推進工
	市町村界

管路

方広域市町村圏整備組合一般平面図



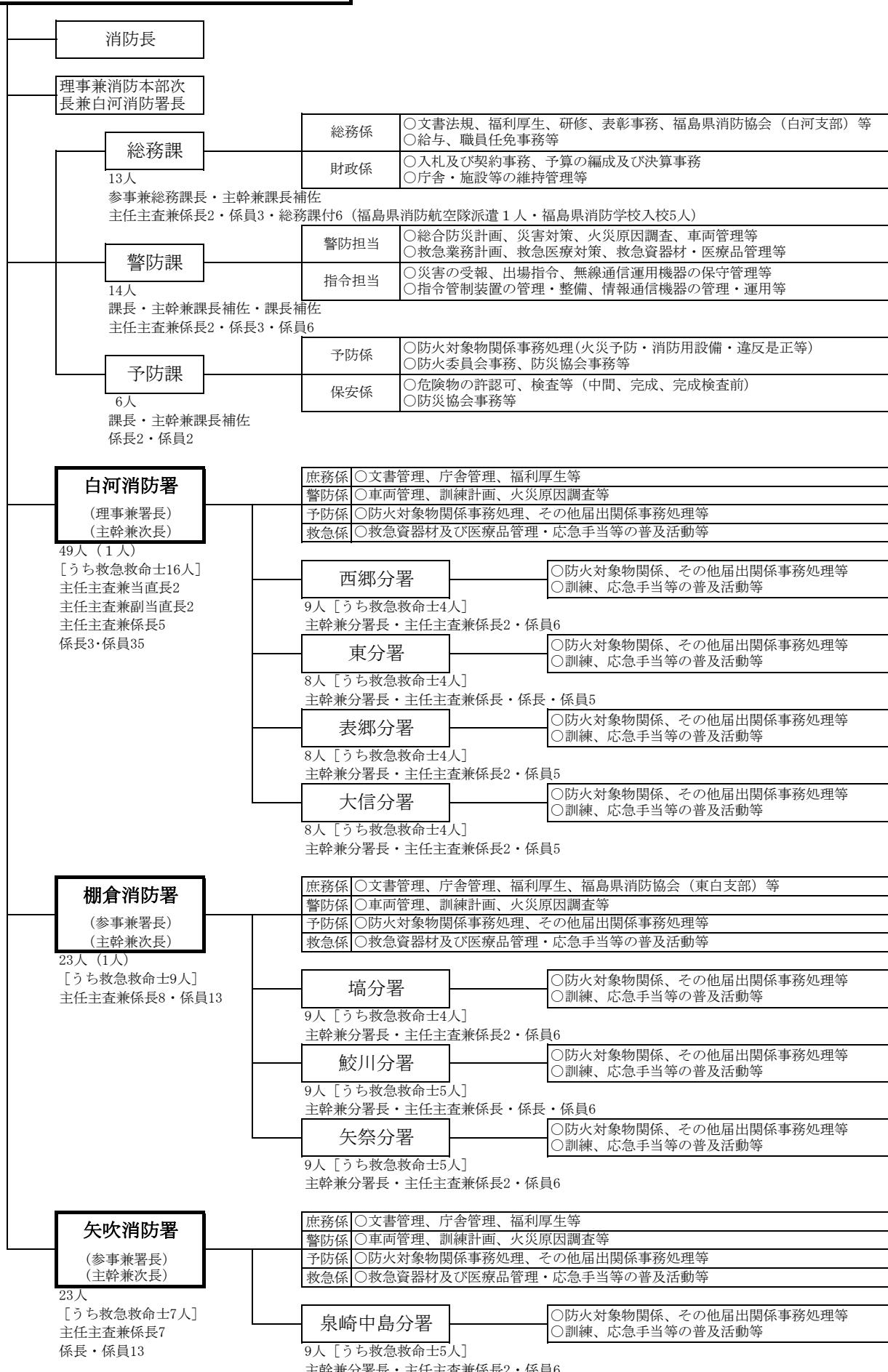
消 防

白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

令和5年4月1日現在、職員数 198人(2)

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

消防本部



広域消防力分布図

令和5年4月1日現在

白河消防署	西郷分署	職員	9名
-------	------	----	----

小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

白河消防署	信分署	職員	8名
-------	-----	----	----

小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
連絡車 1台

矢吹消防署	職員	23名
-------	----	-----

ポンプ車(積載兼用) 1台
水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台



白河消防本部	職員	34名
--------	----	-----

連絡車 7台
人員搬送車 1台
資器材搬送車 1台

白河消防署	職員	49名 (1)
-------	----	---------

小型水槽付ポンプ車 1台
水槽付ポンプ車 1台
梯子車 1台
化学生車 1台
救助工作車 II型 1台
高規格救急車 2台
防火広報車 2台
指揮車 1台

()内は、再任用短時間勤務職員数を外す

白河消防署	表分署	職員	8名
-------	-----	----	----

小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

棚倉消防署	職員	23名 (1)
-------	----	---------

小型水槽付ポンプ車 1台
水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
指揮車 1台
連絡車 1台

棚倉消防署	祭分署	職員	9名
-------	-----	----	----

小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

所 属 別 階 級 別 配 置 状 況

令和5年4月1日現在 (単位:人)

区 分	消防職員								合 計	
	消防吏員									
	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	小計		
消 防 本 部	消防長	1						1	1	
	理事兼消防本部次長兼白河消防署長		1					1	1	
	総務課		1	1	4	1		7	7	
	警防課		1	2	9	2		14	14	
	予防課		1	1	2	2		6	6	
	県消防学校派遣									
	県消防防災航空隊派遣					1		1	1	
	県消防学校入校						5	5	5	
小計		1	4	4	15	6	5	35	35	
消 防 署 ・ 分 署	白河消防署			7	12	21	4	48	(1) 48	
	西郷分署			2	2	4	1	9	9	
	東分署			2	2	2	1	1	8	
	表郷分署			2	1	4	1	8	8	
	大信分署			2	2	3		1	8	
	棚倉消防署		1	5	4	10	2	1	23	
	塙分署			2	2	3	1	1	9	
	鮫川分署			2	2	3	2		9	
	矢祭分署			1	3	3	1	1	9	
	矢吹消防署		1	5	4	10	1	2	23	
	泉崎中島分署			2	1	4		2	9	
小計		2	32	35	67	14	13	163	(2) 163	
合計		1	6	36	50	73	14	18	198 (2) 198	

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

階級別勤続年数

令和5年4月1日現在 (単位:人)

階級 勤続年	消防監	消防 司令長	消防司令	消防 司令補	消防士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1年未満							6	(2)	6
1年							2		2
2年							3		3
3年						1	3		4
4年						2	4		6
5年						8			8
6年					1	1			2
7年					3	1			4
8年					2				2
9年					12	1			13
10年				1	10				11
11年					13				13
12年				3	8				11
13年				2	11				13
14年				5	6				11
15年				7	3				10
16年				3	3				6
17年				3					3
18年				3	1				4
19年				4					4
20年									
21年				3					3
22年									
23年				4					4
24年				5					5
25年									
26年				1	3				4
27年				3	2				5
28年				2	2				4
29年				1					1
30年				11					11
31年									
32年				1					1
33年				3					3
34年			1	8					9
35年									
36年		1	1						2
37年			1						1
38年		1	1						2
39年									
40年	1		2						3
41年		3	1						4
計	1	6	36	50	73	14	18	(2)	198

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

市町村別火

区分 市町村	火災発生件数(件)														焼損面積			
	計	建物	林野	車両	その他	月別内訳										建物 (m ²)	林野 (a)	
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
白河市	R 3	18	10	1	3	4	3		1	1	1		1	2		2	5	2
	R 4	26	13	4	3	6	2	3		1		1	4	3	2	2	1	7
	増減	8	3	3		2	△1	3	△1		△1	1	3	1	2		△4	5
西郷村	R 3	9	7			2			2	1	1	1	1		1	1		1
	R 4	9	7			2	1	2		1					1	2		2
	増減						1	2	△2		△1	△1	△1			1		△ 23
泉崎村	R 3	3	3					1			1				1			291
	R 4	9	2	2	1	4	2						1	1		2	3	
	増減	6	△1	2	1	4	2	△1			△1		1	1	△1		2	3
中島村	R 3	4	2			2									2		1	1
	R 4	7	5			2	1	1	1						1		3	362
	増減	3	3				1	1	1					△1		△1	2	335
矢吹町	R 3	7	2	2		3	1	1	1							1	2	1
	R 4	5	2	1	1	1				2						2	1	
	増減	△2		△1	1	△2	△1	△1	△1		2				△1			△ 169 △ 13
棚倉町	R 3	8	4		1	3			2	1	1	1	1		1		1	
	R 4	2				2	1									1		
	増減	△6	△4		△1	△1	1		△2	△1	△1	△1	△1		△1			△ 171
矢祭町	R 3																	
	R 4	1			1						1							
	増減	1			1						1							
塙町	R 3	5	1	2	1	1					1				1		3	
	R 4	9	5	1		3	2							1	1		2	3
	増減	4	4	△1	△1	2	2			△1				1		2		16 △ 35
鮫川村	R 3	2	2							1					1			754 3
	R 4																	
	増減	△2	△2						△1					△1				△ 754 △ 3
計	R 3	56	31	5	5	15	4	2	6	4	5	2	3	2	7	4	9	8 2,617 94
	R 4	68	34	8	6	20	9	6	1	2	3	1	5	5	5	4	8	19 1,294 3,696
	増減	12	3	3	1	5	5	4	△5	△2	△2	△1	2	3	△2		△1	11 △ 1,323 3,602

災発生状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日 (単位:件)

焼損棟数(棟)				罹災世帯(世帯)			罹災人 員 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損害見積額(千円)					
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	そ の 他	
10	3	1	4	1		4	12	3	5	15,943	13,649	33	2,145	116	
2		6	7			5	9		4	19,290	13,468	4,946	391	485	
△8	△3	5	3	△1		1	△3	△3	△1	3,347	△181	4,913	△1,754	369	
4	1	3	1	1	2	4	18		1	29,816	29,816				
6	3	1	1	1	1	2	14	1	1	10,104	10,104				
2	2	△2			△1	△2	△4	1		△19,712	△19,712				
2		1			2		1	5		1	19,343	18,974		337	32
		2							1	477		5	322	150	
△2		△1	2	△2		△1	△5			△18,866	△18,969	322	△187	△32	
1			1			1	1		2	380	365			15	
5	1	1		2	1	1	12		1	18,050	18,050				
4	1	1	△1	2	1		11		△1	17,670	17,685			△15	
1		2	3	1		2	12		1	16,478	15,844	18	347	269	
		2						2		229	19		210		
△1			△3	△1		△2	△12	2	△1	△16,249	△15,825	△18	△137	△269	
1			4	1		2	7		1	7,124	7,084		10	30	
△1			△4	△1		△2	△7		△1	△7,124	△7,084		△10	△30	
								1		20			20		
								1		20			20		
			1					2	1	236				236	
2			3			1	1		1	276	276				
2			2			1	1	△2		40	276		△236		
6		2	1	2			8		2	29,371	29,277		60	34	
△6		△2	△1	△2			△8		△2	△29,371	△29,277		△60	△34	
25	4	9	15	8	2	14	63	5	14	118,691	115,009	51	3,135	496	
15	4	10	13	3	2	9	36	4	8	48,446	41,922	5,268	771	485	
△10		1	△2	△5		△5	△27	△1	△6	△70,245	△73,087	5,217	△2,364	△11	

市町村別火災原因状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日 (単位:件)

市町村別	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	合計	割合
原因別											
たばこ	1			2		2				5	7.4%
こんろ								1		1	1.5%
かまど	1							1		2	3.0%
風呂かまど											
炉		1								1	1.5%
焼却炉											
ストーブ		1								1	1.5%
ボイラ一											
排気管											
煙突・煙道											
電気機器	1									1	1.5%
電灯・電話の配線		1								1	1.5%
内燃機関											
配線器具											
火あそび			1							1	1.5%
取灰				1						1	1.5%
溶接機溶断機	1									1	1.5%
たき火	6	4	4					2		16	23.5%
衝突の火花											
火入れ	1		1	1	1			1		5	7.4%
放火・放火の疑い	1	1	1		2		1	2		8	11.7%
その他	7		2		1			2		12	17.5%
不明調査中	7	1		3	1					12	17.5%
合計	26	9	9	7	5	2	1	9		68	100%

過去 5 年 間 の 火 災 状 況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

年 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
火災発生件数 (件)	建 物 火 災	29	29	27	31	34
	林 野 火 災	10	9	6	5	8
	車 両 火 災	6	6	5	5	6
	その他の火災	26	23	18	15	20
	合 計	71	67	56	56	68
焼損棟数 (棟)	全 燃	18	17	13	25	15
	半 燃	3		3	4	4
	部 分 燃	6	13	15	9	10
	ぼ や	10		12	15	13
	合 計	37	30	43	53	42
焼損面積	建物面積 (m ²)	2,212	1,815	1,975	2,617	1,294
	林野面積 (a)	172	431	52	94	3,696
罹災世帯数 (世帯)	全 損	7	17	11	8	3
	半 損			1	2	2
	小 損	6	13	11	14	9
	合 計	13	30	23	24	14
	罹 災 人 員	30	60	58	63	36
損害見積額 (千円)	建 物 火 災	70,523	57,707	119,302	115,009	41,922
	林 野 火 災	649	9,372	185	51	5,268
	車 両 火 災	1,520	6,646	4,981	3,135	771
	その他の火災	706	2,103	541	496	485
	合 計	73,398	75,828	125,009	118,691	48,446
者死傷数 (人)	死 者	3	3	1	5	4
	負 傷 者	8	10	5	14	8
1 日平均損害額 (千円)		201	208	342	325	133
1 件当たりの建物平均損害額 (千円)		2,432	1,990	4,419	3,710	1,233
1 日当たりの建物平均損害額 (千円)		193	158	327	315	115

発生場所別

種別 市町村別	合計		火災		自然災害		水難		交通事故		労働災害		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
白河市	旧白河	2, 282 291 203 222	1, 876 253 187 176	11	1			1		146	122	18	15
	表郷			1						10	9	3	3
	大信									12	13	1	1
	東			3						15	9	4	4
西郷村		877	726	10	1			2		66	51	12	12
泉崎村		309	256	5						20	12	5	5
中島村		214	186	6						10	9	3	3
矢吹町		798	699	9						80	70	16	15
棚倉町		594	528	1						38	31	5	5
矢祭町		243	218							22	19	3	3
塙町		400	347	8	1					15	12	5	5
鮫川村		184	167							7	6	3	3
その他		9	8							1	1		
合計		6, 626	5, 627	55	3			3		442	364	78	74
前年同期		6, 232	5, 467	56	7	1		1		483	404	81	78
比較		394	160	△ 1	△ 4	△ 1		2		△ 41	△ 40	△ 3	△ 4

署別救急

種別 署別	合計		火災		自然災害		水難		交通事故		労働災害	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河	2, 148	1, 724	19	1			2		146	112	18	16
西郷	609	515	1				1		45	43	8	7
東	397	312	6						32	20	8	8
表郷	482	410	12						25	19	7	7
大信	376	343	5	1					24	19	4	4
計	4, 012	3, 304	43	2			3		272	213	45	42
棚倉	538	489	2						30	26	5	5
塙	409	362							19	18	5	5
矢祭	255	224	2	1					15	11	2	2
鮫川	179	159	4						9	8	3	3
計	1, 381	1, 234	8	1					73	63	15	15
矢吹	683	614	2						55	50	12	11
泉崎中島	550	475	2						42	38	6	6
計	1, 233	1, 089	4						97	88	18	17
合計	6, 626	5, 627	55	3			3		442	364	78	74

救急出動状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位: 件、人)

運動競技		一般負傷		加害		自損行為		急病		その他		前年同期		比較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
14	14	314	279	8	7	23	15	1,531	1,244	216	179	2,180	1,849	102	27
		44	38	1		3	1	219	196	10	6	321	294	△ 30	△ 41
		34	32			1		151	139	3	2	165	144	38	43
1	1	25	22	1		1	1	166	136	6	3	209	187	13	△ 11
3	3	142	129	1	1	12	7	592	500	37	22	760	647	117	79
4	4	46	40	1		3	2	213	189	12	4	276	252	33	4
1	1	25	24			1	1	167	148	1		208	195	6	△ 9
3	2	74	68	3	2	5	3	536	476	72	63	777	687	21	12
4	4	83	72	1		9	4	409	374	44	38	581	525	13	3
		31	26			1	1	180	164	6	5	217	194	26	24
2	2	50	46			2	1	256	218	62	62	386	358	14	△ 11
1	1	24	23	2	2	3	1	140	128	4	3	142	126	42	41
		3	2					5	5			10	9	△ 1	△ 1
33	32	895	801	18	12	64	37	4,565	3,917	473	387	6,232	5,467	394	160
18	18	795	740	15	12	64	37	4,220	3,748	498	423				
15	14	100	61	3				345	169	△ 25	△ 36				

出動状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位: 件、人)

運動競技		一般負傷		加害		自損行為		急病		その他		前年同期		比較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
13	13	313	279	7	6	24	17	1,483	1,198	123	82	1,884	1,563	264	161
2	2	98	86	1	1	5	3	428	360	20	13	630	543	△ 21	△ 28
1	1	39	33	2		3	3	281	233	25	14	356	313	41	△ 1
3	3	76	67	1	1	8	4	328	292	22	17	497	450	△ 15	△ 40
		42	40			1		198	181	102	98	320	283	56	60
19	19	568	505	11	8	41	27	2,718	2,264	292	224	3,687	3,152	325	152
4	4	77	68	1		7	2	378	353	34	31	517	463	21	26
3	3	53	47			2	2	265	227	62	60	379	359	30	3
		32	27			1		196	176	7	7	245	223	10	1
		23	24	2	2	3	1	130	117	5	4	146	131	33	28
7	7	185	166	3	2	13	5	969	873	108	102	1,287	1,176	94	58
2	2	64	59	2	1	4	3	485	436	57	52	720	642	△ 37	△ 28
5	4	78	71	2	1	6	2	393	344	16	9	538	497	12	△ 22
7	6	142	130	4	2	10	5	878	780	73	61	1,258	1,139	△ 25	△ 50
33	32	895	801	18	12	64	37	4,565	3,917	473	387	6,232	5,467	394	160

月 別 救 急 出 動 状 況

令和4年4月1日～令和5年3月31日 (単位：件)

月別 種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
火 災	5	4	1	1	2	1	4	5	4	3	8	17	55
自然災害													
水 難	1								1	1			3
交通事故	38	32	37	37	29	38	44	32	58	29	40	28	442
労働災害	9	9	7	6	5	8	7	7	6	3	3	8	78
運動競技	4	8	1	6	7	1			1	2		3	33
一般負傷	65	72	81	65	74	74	72	87	86	85	66	68	895
加 害	2	2		2	4	2	1					5	18
自損行為	2	4	3	7	5	9	2	8	7	6	2	9	64
急 病	340	339	315	410	414	405	354	383	469	455	334	347	4,565
その 他	41	50	36	38	30	29	34	43	62	37	45	28	473
合 計	507	520	481	572	570	567	518	565	694	621	498	513	6,626

市 町 村 別 救 急 業 務 実 施 状 況

市町村別	人 口 (人) 令和2年 4月1日現在	救急出動件数 (件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数 (件)
		令和3年度	令和4年度 A			
白河市	59,491	2,875	2,998	4.3	1日に 8.2 回	5.04
西郷村	20,808	760	877	15.4	1日に 2.4 回	4.21
泉崎村	6,213	276	309	12.0	1日に 0.8 回	4.97
中島村	4,885	208	214	2.9	1日に 0.6 回	4.38
矢吹町	17,287	777	798	2.7	1日に 2.2 回	4.62
棚倉町	13,343	581	594	2.2	1日に 1.6 回	4.45
矢祭町	5,392	217	243	12.0	1日に 0.7 回	4.51
塙 町	8,302	386	400	3.6	1日に 1.1 回	4.82
鮫川村	3,049	142	184	29.6	1日に 0.5 回	6.03
その他※	-	15	9	△40.0	41日に 1 回	-
計	138,770	6,237	6,626	6.2	1日に 18.2 回	4.77

※その他は圏域市町村以外の救急出動

